

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市伏見区南浜町247番地					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	月桂冠株式会社 代表取締役社長 大倉治彦					
事業者の主たる業種	清酒製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	環境マネジメントシステムを導入し、エネルギー使用量の削減、省資源化の推進などの環境保全活動に積極的に取り組むことにより、CO ₂ 排出量の削減を図る。					
推進体制	社長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの組織を編成、年間の環境改善計画を設定し、その計画に基づいた活動を行い、進捗状況を月次管理することにより環境の継続的改善を推進する。					
	環境マネジメントシステム名称	KESステップ2				
	適用範囲	大手蔵・昭和蔵・本社・物流				
	取得年月日	2007.2				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20	製品ライン(F1)	既存設備の老朽化に伴う更新(高効率設備の採用)			
	21	冷凍設備	高効率冷凍機の採用			
	22	醸造設備	既存設備の老朽化に伴う更新(高効率設備の採用)			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	14,377.5 t	13,946.3 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 14,377.5 t	*2 13,946.3 t	-3.0 %		
	目標設定の考え方	製造部門は生産した詰口容量を、営業部門は延床面積を基準に算出している。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	製造部門	二酸化炭素換算 (詰口容量(KL))	0.255 t/KL	0.247 t/KL	-3.1 %	
	営業部門	二酸化炭素換算 (延床面積)	0.107 t/m ²	0.104 t/m ²	-2.8 %	
		二酸化炭素換算			%	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)				
		取組量等	(二酸化炭素換算)			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	(購入量)	t	(削減量)		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)			
	*1 14,377.5 t	(*2)-(*3) 13,946.3 t	-3.0 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市、周辺地域の美化活動への参加					
特記事項	1. 当社の製造部門におけるCO ₂ 排出量は、昨年度末時点で1990年度を基準として18.88%減を達成した。 2. 平成19年2月にKES環境マネジメントシステムを認証取得した。 3. 平成20年7月にISO14001の認証取得予定。					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。